

## 志摩市観光休憩舎の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第 1 条 観光の振興及び市民の福祉向上に資するため、志摩市観光休憩舎(以下「観光休憩舎」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第 2 条 観光休憩舎の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
創造の森横山作業所	志摩市阿児町鶉方 628 番地 88
安乗岬園地休憩舎	志摩市阿児町安乗 794 番地 1
国府白浜園地休憩舎	志摩市阿児町国府 2954 番地 4

### (利用時間及び休館日)

第 3 条 観光休憩舎の利用時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、休館日は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (利用の許可)

第 4 条 観光休憩舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は動画若しくは映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しのため、観光休憩舎の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項の許可に当たり観光休憩舎の管理上必要な条件を付することができる。

### (利用の許可の取消し等)

第 5 条 市長は、前条の許可を受けようとする者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をせず、又は利用の停止を命じ、若しくは既にした利用の許可を取り消すことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) その利用が施設又は附属する設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その利用がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、観光休憩舎の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第 6 条 第 4 条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 7 条 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかったとき。
- (2) 利用の許可を受けた者が利用前にその取消し又は変更の申出をし、市長が認めたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(指定管理者による管理)

第 8 条 観光休憩舎の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により観光休憩舎の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 3 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、観光休憩舎の利用時間及び休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により、観光休憩舎の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第9条 前条第1項の規定により観光休憩舎の管理を指定管理者に行わせる場合は、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 観光休憩舎の利用の許可に関する業務
- (2) 観光休憩舎の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 観光休憩舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 観光休憩舎の利用促進に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が観光休憩舎の管理上必要があると認める業務

(利用料金)

第10条 第6条の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により観光休憩舎の管理を指定管理者に行わせる場合は、その利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、第6条第1項に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

3 指定管理者は、第7条及び前2項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減額若しくは免除又は還付をすることができる。

(利用料金の収受)

第11条 市長は、前条の規定により納付された利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用が終了したときは、直ちに利用した観光休憩舎の施設を原状に回復して返還しなければならない。第5条の規定により利用の停止を命じられ、又は利用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第 13 条 観光休憩舎を利用する者は、その責めに帰すべき理由により観光休憩舎の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が生じたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

種類	単位		使用料
	日額	1 平方メートル	
行商、募金その他これらに類すること。	日額	1 平方メートル	市内 19 円 市外 37 円
業として写真を撮影すること。	日額	1 平方メートル	市内 19 円 市外 37 円
業として動画又は映画を撮影すること。	日額	1 平方メートル	市内 19 円 市外 37 円
興行を行うこと。	日額	1 平方メートル	市内 19 円 市外 37 円
展示会その他これに類する催しを行うこと。	日額	1 平方メートル	市内 19 円 市外 37 円

備考

- 1 この表において、「市内」とあるのは、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは店舗等を有し継続的に事業を営む者若しくは市内を中心に活動する団体が利用する場合とし、それ以外は「市外」とする。
- 2 使用する時間が 4 時間を超えないときの使用料の額の算定は、その使用時間に応じて、1 日を 8 時間として時間割計算することができる。
- 3 使用する面積に 1 平方メートルに満たない端数があるときは、1 平方メートルに切り上げて計算するものとする。

- 4 使用料の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 1 件の使用料の額が 100 円未満のものについては、100 円とする。
- 6 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料の額は、使用料の欄に定める金額(その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とする前の額)に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円)とする。